

# 我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

## 入札説明書

令和8年7月10日

我 孫 子 市

## 目 次

<b>用語の定義</b> .....	1
<b>第 1 章 入札説明書の位置づけ</b> .....	3
1 談合その他不正行為による解除.....	3
2 契約が解除された場合等の違約金.....	3
3 賠償の予定.....	3
<b>第 2 章 事業概要等</b> .....	4
1 事業内容.....	4
2 契約の形態.....	6
3 民間事業者が実施する業務の範囲.....	6
4 本市が実施する業務の範囲.....	7
<b>第 3 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	9
1 民間事業者の募集及び選定方法.....	9
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール.....	9
3 選定委員会の設置.....	9
<b>第 4 章 入札に関する条件</b> .....	10
1 入札参加者の参加資格審査.....	10
2 入札手続き.....	13
3 入札参加表明書の受付.....	15
4 資格審査（入札参加資格審査）.....	16
5 概要ヒアリング.....	18
6 入札.....	19
7 民間事業者の選定.....	20
8 交付金申請手続き及び起債協議並びに地方債借入手続への協力.....	23
9 次点の取扱い.....	24
10 入札保証金及び契約保証金.....	24
11 共同企業体の設立.....	24
12 SPC の設立.....	24
13 その他留意事項.....	25
<b>第 5 章 本事業に関する提示条件</b> .....	26
1 想定されるサービスの水準及び仕様.....	26
2 リスク管理の方針.....	26
3 保険.....	26
4 本市による本事業の実施状況のモニタリング.....	26

<b>第6章 事業実施に関する事項</b> .....	<b>27</b>
1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	27
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項 .....	27
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
4 その他の支援に関する事項 .....	27
5 議会の議決.....	27
6 問合せ先 .....	27
<b>添付資料-1 事業スキーム</b> .....	<b>28</b>
<b>添付資料-2 対価の支払方法について</b> .....	<b>31</b>
<b>添付資料-3 モニタリング及び支払いの減額について</b> .....	<b>38</b>

## 用語の定義

募集要項で用いる用語を次のとおり定義する。

本施設	リサイクルセンター（リサイクル処理棟、ストックヤード）及びその他本事業において建設、運営される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	本市が本施設に搬入する不燃ごみ、粗大ごみ、資源（プラスチック、ペットボトル、空きびん類、空き缶類、金属類、廃食用油、剪定枝木、乾電池・蛍光灯、小型二次電池、古紙類、古繊維類、その他）をいう。
クリーンセンター	令和 5 年 3 月 31 日に竣工した本市のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（焼却施設）をいう。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
民間事業者	本市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
SPC	本事業の運営業務を実施するため、民間事業者が会社法で規定する株式会社として本市内に設立する特別目的会社をいう。
SPC 構成員	本事業の運営業務を実施する SPC を設立する場合において、民間事業者のうち、SPC に出資する企業をいう。
建設工事請負事業者	民間事業者のうち、建設工事請負契約を締結する建設 JV または代表企業単独をいう。
建設 JV	本施設の設計・施工業務を実施する設計企業及び建設企業からなる建設共同企業体をいう。
建設 JV 構成員	本施設の設計・施工業務を実施する建設 JV を組成する場合において、建設 JV を構成する企業をいう。
建設 JV 代表構成員	本施設の設計・施工業務を実施する建設 JV を組成する場合において、建設 JV を代表する企業をいう。
運営事業者	民間事業者のうち、運営業務委託契約を締結する SPC、代表企業単独または運営 JV をいう。
運営 JV	本事業の運営業務を実施する運営企業からなる共同企業体をいう。
運営 JV 構成員	本事業の運営業務を実施する運営 JV を組成する場合において、運営 JV を構成する企業をいう。
運営 JV 代表構成員	本事業の運営業務を実施する運営 JV を組成する場合において、運営 JV を代表する企業をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、本市及び当該入札参加者の双方の協力について定める本市と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。

建設工事請負契約	基本契約に基づき建設工事請負事業者と締結する本事業に係る建設工事請負契約をいう。
運營業務委託契約	基本契約に基づき運營業務事業者と締結する本事業に係る運營業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
入札参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類を提出する単独の企業または複数の企業によるグループをいう。
入札参加者	入札参加表明者のうち、入札参加資格審査を通過した者をいう。
構成企業	入札参加表明者または入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	単独の企業で参加する場合には当該企業を指し、グループで参加する場合には、入札手続きにおいて代表を務めるものをいう。
残存企業	入札参加者の構成企業のうち、入札参加資格を喪失した企業を除く企業をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成される「我孫子市リサイクルセンター整備運營業務者選定委員会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答書等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
要求水準書等	本事業の入札説明書、要求水準書及び質問回答書をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設をいう。
資源物	本施設で処理（又は保管）後搬出され、民間等施設で再生材として活用されるもの
処理不適物	本施設で処理できない危険物、処理困難物、可燃ごみ等をいう。
最終処分対象物	本施設で処理（又は保管）後搬出され、最終処分場において埋立処分されるものをいう。
クリーンセンター運營業務者	本市から「我孫子市新廃棄物処理施設整備運營業務 運營業務委託」を受託し、クリーンセンターの運營業務を行う特別目的会社をいう
事務局	事務局とは、我孫子市役所をいう。
地元企業	地元企業とは、法人登記簿上の本社又は本店が本市内にある企業をいう。

## 第1章 入札説明書の位置づけ

我孫子市（以下「本市」という。）は、令和8年7月3日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、DBO方式により実施することとした。

本入札説明書は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価方式一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）に適用されるものである。本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の募集及び選定等については、本入札説明書、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及びこれらに関する質問回答書により、民間事業者は本事業を実施しなければならない。

入札参加表明者は、本入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な提案書を提出することとする。

### 1 談合その他不正行為による解除

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業建設工事において、談合その他不正行為による解除については、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業建設工事請負契約書約款（以下「工事請負契約書約款」という。）第48条の3の規定による。

### 2 契約が解除された場合等の違約金

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業建設工事において、契約が解除された場合等の違約金については、工事請負契約書約款第53条の規定による。

### 3 賠償の予定

工事請負契約書約款第48条の3第1項の各号のいずれかに該当する場合の賠償については、工事請負契約書約款第54条の規定による。

## 第2章 事業概要等

### 1 事業内容

#### 1.1 事業名

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

#### 1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

#### 1.3 公共施設等の管理者

我孫子市長 星野 順一郎

#### 1.4 事業目的

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業は、本市における将来の安定的、かつ、安全なごみ処理体制の確立と我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画で掲げた「リサイクルセンター整備に係る基本方針」を具現化し、循環型社会を構築するための資源化施設として整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

#### 1.5 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

本事業の運營業務は、民間事業者が設立するSPC、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

なお、民間事業者は35年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金等（交付率 1/3）の対象事業として実施する予定である。

##### 1.5.1 施設の立地条件

###### (1) 事業用地

我孫子市中<sup>なかびょう</sup>峠2264番地及び2274番地

###### (2) 事業用地面積

約3.03ha（うち事業予定地約1.43ha）

###### (3) 土地利用規制

都市施設 : ごみ焼却場（昭和46年10月1日市告示第42号）

都市計画区域 : 市街化調整区域

用途地域 : 指定なし

防火地域 : 指定なし

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条地域に該当

高度地区 : 指定なし

風致地区 : 該当なし

建ぺい率 : 60%以下

容積率 : 200%以下

(4) その他

敷地の一部が河川法（昭和39年法律第167号）で規定する河川保全区域に該当する。  
また、建設予定地はあびこハザードマップにおいて浸水深5～10m、我孫子市雨水出水  
浸水想定区域図において浸水深3～5mとなっている。そのほか、事業用地の周辺道路、  
敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示す。

1.5.2 施設概要

マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）

処理対象物を受入れ、破碎や選別等を行う資源化施設

1.5.3 施設規模及び処理方式

不燃ごみ・粗大ごみ処理系列 7.1t/日（破碎・選別・保管）

プラスチック処理系列 10.1t/日（選別・圧縮梱包・保管）

ペットボトル処理系列 2.1t/日（選別・圧縮梱包・保管）

びん処理系列 4.5t/日（選別・保管）

缶処理系列 1.7t/日（選別・圧縮・保管）

資源物保管ストックヤード （保管）

※ストックヤードの保管品目は、金属類、廃食用油、乾電池、蛍光管、小型二次電池  
（製品含む）、古紙類、古繊維類、家庭用小型家電製品・家電製品、剪定枝木、不燃  
有価物、不法投棄回収物、動物死体

1.5.4 供用開始

令和13（2031）年3月1日予定

1.5.5 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（令和9（2027）年6月末予定）から令和13（2031）年2月28日（予  
定）まで

運営期間：令和13（2031）年3月1日（予定）から令和33（2051）年2月28日（予定）  
までの20年間

なお、建設期間は短縮提案を認めるものとし、建設期間を短縮した場合、運営期間は本施  
設の正式引渡しの翌日から20年間とする。

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければなら  
ない。

## 2 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。

- ① 本市は、民間事業者に設計・施工及び運營業務を一括で委託し、又は請け負わせるために、本事業に関する基本契約を民間事業者と締結する。
- ② 本市は、基本契約に基づいて建設工事請負事業者と本事業に関する建設工事請負契約を締結する。建設工事請負事業者は建設JV又は代表企業単独が担うものとする。
- ③ 本市は、基本契約に基づいて運營業務と本事業に関する運營業務委託契約を締結する。運營業務はSPC、運営JV又は代表企業単独が担うものとする。

基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約及び3つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体のイメージを添付資料-1 事業スキームに示す。

## 3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金等の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本市が実施する業務に対して協力する。

### 3.1 設計・施工業務

- ① 建設工事請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
- ② 施工については、要求水準書に示すプラント工事及び土木建築工事並びにその他本事業の実施に必要な工事を行う。
- ③ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

### 3.2 運營業務

- ① 運營業務は、本市と締結する運營業務委託契約に基づき、本施設の運營業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理を行う。なお、運転業務は、本施設の運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応支援及び関連業務をいう。
- ② 運營業務は、可燃残渣、不燃残渣、資源物の保管を行う。可燃残渣はクリーンセンターまで運搬を行う。不燃残渣及び資源物は、本市が指定する引取業者に引き渡す。
- ③ 運營業務は、原則、クリーンセンターから電気を受電し、本施設の使用電力に充てる。

### 3.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。詳細は、添付資料-2 対価の支払方法についてに示す。

#### 3.3.1 本施設の設計・施工に係る対価

本市は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて、本市の予算の範囲で支払うものとする。

### 3.3.2 本施設の運営に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で運営費として運営期間にわたって運営事業者に支払う。

なお、運営費は物価変動等に基づき、本市と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

### 3.4 業務終了時の引継業務

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設工事請負事業者及び運営事業者は35年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

本市は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討し、建設工事請負事業者及び運営事業者は、本市の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- ① 所有する図面・資料の開示
- ② 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む。）による本施設及び運転状況の視察対応
- ③ 運営業務全般に係る指導
- ④ 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
  - ・人件費
  - ・運転経費
  - ・維持管理費
  - ・調達費
  - ・その他
- ⑤ 本施設の精密機能検査

## 4 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

### 4.1 用地の準備

本事業を実施するための用地は本市において確保し、令和10（2028）年1月末までに、用地の既存構造物解体撤去・土壌汚染対策工事・移設工事等を実施する。

### 4.2 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、本施設へ処理対象物の搬入を行う。

### 4.3 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

### 4.4 資源回収物、残渣等処分業務

本市は、本施設で選別・回収・保管された資源回収物、残渣等の搬出、処分、資源化等を行う。

#### 4.5 施設見学者への対応

本市は、施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

#### 4.6 施設整備費及び運営費の支払い

本市は、我孫子市財務規則（昭和 62 年規則第 9 号）等に基づき施設整備費を建設工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

#### 4.7 その他

本市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金等の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

### 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、総合評価方式による一般競争入札により実施する。

なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項に示す。

#### 2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール (予定)	内 容
令和8年7月10日	入札公告及び募集要項公表・配布
令和8年7月24日	入札参加資格審査に関する質問締切
令和8年8月7日	入札参加資格審査に関する質問への回答公表
令和8年8月28日	入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付締切
令和8年9月17日	入札参加資格審査結果の通知
令和8年10月2日	募集要項に関する質問締切
令和8年10月21日	募集要項に関する質問への回答公表
令和8年11月13日	概要ヒアリングの実施
令和9年1月29日	事業提案書の受付締切
令和9年3月23日	事業提案書の審査
令和9年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和9年4月上旬	基本協定の締結
令和9年5月下旬	特定事業契約の仮契約の締結
令和9年6月下旬	特定事業契約の締結

#### 3 選定委員会の設置

本市は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定委員会を設置する。

選定委員会は、学識経験者、本市職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を本市に報告する。

## 第4章 入札に関する条件

### 1 入札参加者の参加資格審査

入札参加者は、以下の入札資格要件を全て満たさなければならない。本市は、入札参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

#### 1.1 入札参加者の構成等

- (1) 代表企業は入札参加者のうちプラントの設計・施工業務を主に行う者とする。
- (2) 特別目的会社を設立する場合は、代表企業の出資割合が出資者中で最大（出資割合50%超）となること。
- (3) 特別目的会社を設立しない場合は、代表企業が単独で運營業務を行うこと又は代表企業が代表者となる共同企業体を設立すること。なお、共同企業体を設立する場合、代表者の出資比率は最大でなければならない。
- (4) 構成企業は、設計・施工業務、運營業務の全部又は一部を請負又は受託するものであること。
- (5) 構成企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、構成企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
- (6) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業として参加できないものとする。
- (7) 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）
  - a 資本関係がある場合
    - 以下の(a) 又は(b) のいずれかに該当する二者の場合。
    - (a) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - b 人的関係がある場合
    - 以下の(a) 又は(b) のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。
    - (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - c その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- (8) その他上記(7) の a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

## 1.2 入札参加者の参加資格要件

### 1.2.1 共通の参加資格要件

構成企業は、以下の資格要件を満たさなければならない。

- (1) 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年告示第 84 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- (4) 対象事業に適正な技術者を配置できること。
- (5) 過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続き開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てに係る債務者にあつては、同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続き開始決定がなされていること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- (11) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (12) 過去 3 月以内に我孫子市から契約解除をされた者でないこと。
- (13) 過去 1 年間に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に 60 点未満のものがないこと。
- (14) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (15) 本事業に関し本市より「我孫子市リサイクルセンター整備運営事業発注支援業務委託」を受託する者、当該業務を受託している者と本業務において提携関係にある者又はこれ

らの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

本業務に関し、本市より当該業務を受託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・国際航業株式会社
- ・はぜのき法律事務所

- (16) 実施方針（案）の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。

### 1.2.2 設計・施工に関する資格要件

構成企業のうち、建設工事請負事業者として、以下の(1)から(3)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計、建築物の施工、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、(1)から(3)までのうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

- (1) 建築物の設計を行う企業
  - a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 建築物の施工を行う企業
  - a 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「020（建築一式工事）」に登録があること。
  - b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - c 建築物の施工を主に行う企業は、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
  - d 本工事の配置予定技術者として、建設業法における建設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること（参加資格審査申請書類の提出時点で入札参加者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。）。
- (3) プラントの設計・施工を行う企業
  - a 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「280（清掃施設工事）」に登録があること。
  - b 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - c プラントの設計・施工を行う企業は、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
  - d 本工事の配置予定技術者として、建設業法における清掃施設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること（参加資格審査申請書類の提出時点で入札参加者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。）。
  - e プラントの設計・施工を行う企業は、過去 10 年以内に、地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が発注し、完成引渡が済んだ以下の要件を満たす「マテリアルリサイクル推進施設」の元請けとして施工した実績がそれぞれ 1 件以上あること（単独施設

だけではなく複数種の設備を有する施設の組み合わせでも可能)。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者としての施工実績であること。

- ・ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（破砕、金属選別設備を有する）
- ・ 資源物処理施設（びんの選別設備を有する）
- ・ 資源物処理施設（缶の選別、圧縮設備を有する）
- ・ 資源物処理施設（ペットボトル又はプラスチック製容器包装の選別、圧縮、梱包設備を有する）

### 1.2.3 本施設の運営を行う企業

構成企業のうち、本施設の運營業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運營業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1者以上が以下各号における要件を満たすこと。（特別目的会社を設立する場合は「少なくとも1者以上」を「構成員又は協力企業のうち少なくとも1者以上」に読み替える。）

- (1) 令和8・9年度我孫子市入札参加資格者名簿の「委託」の大分類コード「08（施設等運轉管理他）」のうち中分類コード「01（施設の運轉・管理）」に登録があること。
- (2) 地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が所有する破砕機を含む「マテリアルリサイクル推進施設」で、2年以上の運轉実績（単年度運轉委託を含む。）を有していること。
- (3) 前項の破砕機を含む「マテリアルリサイクル推進施設」での2年以上の運轉実績を有し、かつ1年以上（運轉実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を専任で配置できること。

## 2 入札手続き

### 2.1 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

### 2.2 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

入札参加資格審査並びに募集要項に関する質問がある場合は、入札参加資格審査に関する質問書（様式第1-1号）、募集要項に関する質問書（様式第1-2号）（使用するソフトはMicrosoft社製 Excel(Windows版)）に記載の上、電子メールに添付し（郵送の場合はCDを同封）、以下の要領で提出すること。電話等による問い合わせには応じない。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本市が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

#### 2.2.1 入札参加資格審査に関する質問

募集要項のうち、入札参加資格審査に関する質問のみ受け付ける。

- (1) 受付締切日  
令和8年7月24日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法  
本市に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。  
提出先：我孫子市環境経済部 資源循環推進課  
メール件名：入札参加資格審査に関する質問書

E-mail : abikorecyclecenter@city.abiko.chiba.jp

電話番号 : 04-7188-2121

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申し込みは受け付けない。

(3) 回答の公表

令和8年8月7日(金)17時までに本市のホームページにおいて公表する。

## 2.2.2 募集要項に関する質問

募集要項のうち入札参加資格審査に関する質問以外の質問を受け付ける。質問は入札参加者からのみ受け付ける。

(1) 受付期間

入札参加資格審査結果の通知日から令和8年10月2日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

本市に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。

提出先 : 我孫子市環境経済部 資源循環推進課

メール件名 : 募集要項に関する質問書

E-mail : abikorecyclecenter@city.abiko.chiba.jp

電話番号 : 04-7188-2121

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申し込みは受け付けない。

(3) 回答の公表

令和8年10月21日(水)17時までに本市のホームページにおいて公表する。

## 2.3 守秘義務対象資料の貸与

入札参加資格審査通過者であって、守秘義務対象資料の貸与を希望する者は、貸与を受けするため、守秘義務対象資料貸与申込書(様式第2-1号)と守秘義務の遵守に関する誓約書(様式第2-2号)を提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金)より

令和8年9月29日(火)17時まで(必着)

(2) 提出方法

本市に対し、電子メールにより送信した上で、速やかに郵送等を行うこととする。特に守秘義務対象資料の速やかな貸与を希望する場合には、入札参加資格審査書類の送付の際に同封して提出すること。

(3) 貸与方法

守秘義務対象資料については、CD-Rによる貸与を想定している。

(4) 入札参加資格審査通過者以外の者への開示方法

入札参加資格審査通過者は、構成企業に対して、貸与を受けた守秘義務対象資料を開示することができる。

(5) 守秘義務対象資料等に関する質問の受付

本市は、守秘義務対象資料の貸与を受けた者を対象として、守秘義務対象資料及びその他募集要項等を構成する書類に関する質問を受け付け、回答を提示する。

ただし、すべての質問に対して回答することを保証するものではなく、また、回答に

については、原則として守秘義務対象資料の貸与を受けた者全員に対して配布する。なお、質問者以外の者に回答を共有することにより、質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると本市が認めた場合には、質問者に対してのみ回答を直接提示する。質問の受付期間及び提出方法、並びに本市からの回答の受領方法等については、別途提示する。

#### (6) 貸与資料の返却又は廃棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた者(第二次被開示者を含む。)は、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めるところに従って責任を持って返却又は廃棄し、速やかに、返却又は廃棄したことを証する書面(様式第2-3号)を本市に郵送等することとする。

## 2.4 現地確認

現地確認希望者は、様式第3号現地確認申込書(使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版))に必要事項を記載の上、電子メールに添付し、下記の要領で提出すること。確認日は電子メールで申込者に連絡する。同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

### 2.4.1 現地確認申込書受付期間

令和8年7月10日(金)より  
令和8年8月7日(金)17時まで

### 2.4.2 現地確認日

令和8年7月17日(金)より  
令和8年8月14日(金)16時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)  
9時から12時並びに13時から16時までの間

### 2.4.3 現地確認申込書提出方法

本市に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。

提出先：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

メール件名：現地確認申込み

E-mail：abikorecyclecenter@city.abiko.chiba.jp

電話：04-7188-2121

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申し込みは受け付けない。

## 3 入札参加表明書の受付

本事業の入札に参加を希望する者は、様式第4号入札参加表明書等(使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版))を以下の要領で書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

### 3.1 受付期間

令和8年8月28日(金)17時まで

### 3.2 提出先

住所：〒270-1121

千葉県我孫子市中峠2274番地 我孫子市クリーンセンター内

受付場所：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

提出書類：様式第 4-1 号入札参加表明書  
 ：様式第 4-2 号入札参加者構成一覧表  
 ：様式第 4-3 号委任状

#### 4 資格審査（入札参加資格審査）

入札参加表明者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

##### 4.1 入札参加表明者が提出する入札参加資格審査申請書類

入札参加表明者は、第 4 章 1 に掲げる参加資格を有することを証明するための入札参加資格審査申請書類を提出しなければならない。

提出書類は次のとおりとする。別添資料「様式集」に沿って作成し、A4 縦長左綴じ片面印刷とし、様式第 5 号入札参加資格審査申請書及び誓約書が表紙となるよう袋とじて綴り、正本 1 部、副本 3 部を提出する。

##### 4.1.1 入札参加資格申請書類

様式番号	書類名	備考
第 5 号	入札参加資格審査申請書及び誓約書	
第 6-1 号	入札参加者構成一覧表	
	①会社概要（最新のもの）※ ②貸借対照表及び損益計算書（直近 3 期分） ③入札公告日以降に交付された次の納税証明書 ア．法人税 イ．消費税及び地方消費税 ウ．市町村税（本店所在地の納税証明書のみ提出） エ．法人事業税（本店所在地の納税証明書のみ提出） ④各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書（4.1 4.1.2 を参照）	※会社概要に合わせて「資本関係及び人的関係がある」者を確認できる資料を提出すること。  様式第 6-1 号に添付 入札参加資格審査申請時に提出できない場合は、事業提案書提出時に提出することを記載
第 6-2 号	入札参加者構成一覧表（業務実施体制）	
	共同企業体を組成する場合 ・共同企業体の協定書の写し	様式第 6-2 号に添付 入札参加資格審査申請書類の提出と同時に提出できない場合は、事業提案書の提出期限までに提出すること
第 7 号	本施設に係るプラントの設計・施工を行う企業の実績	第 4 章 1.2.2 (3) e に示す実績（複数件の記入可）
	完成引渡が済んでいることを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど）	様式第 7 号に添付
第 8 号	本施設に係る設計・施工を行う企業が工種ごとに配置を予定する監理・管理技術者一覧表	
第 9 号	本施設に係る運営を行う企業の実績	第 4 章 1.2.3 (2) に示す実績（複数件の記入可）
	運転実績を有していることを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど）	様式第 9 号に添付
第 10 号	本施設に係る運営を行う企業が配置を予定する専門の技術者一覧表	第 4 章 1.2.3 (3) に示す実績
	技術者の資格等を有していることを証明する書類	様式第 10 号に添付

#### 4.1.2 各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書

役割	参加資格要件を確認する証明書
(1) 建築物の設計を行う企業	①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類
(2) 建築物の施工を行う企業	①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類 ②建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値を確認するための経営事項審査結果通知書の写し（我孫子市の入札参加資格者名簿の建築工事一式の登載者は入札参加資格申請の際に提出した経営事項審査結果通知書、及び最新かつ有効な当該通知書を提出すること）
(3) プラントの設計・施工を行う企業	①建設業法における清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類 ②建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し（我孫子市の入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者は入札参加資格申請の際に提出した経営事項審査結果通知書、及び最新かつ有効な当該通知書を提出すること）

#### 4.2 入札参加資格審査申請書類の提出方法

入札参加資格審査申請書類は以下の要領で書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

##### 4.2.1 受付期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時まで（必着）

##### 4.2.2 提出先

住 所：〒270-1121

千葉県我孫子市中峠 2274 番地 我孫子市クリーンセンター内

受付場所：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

#### 4.3 資格確認方法及び資格審査結果

##### 4.3.1 入札参加資格確認基準日

入札参加資格審査申請書類の提出締切日とする。

##### 4.3.2 入札参加資格審査

入札参加表明者から入札参加資格審査申請書類の提出があったときは、本市の基準に従い資格審査を行う。また、入札参加表明者に入札参加資格審査結果を通知する。

##### 4.3.3 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和 8 年 9 月 17 日（木）以降に書面（「入札参加資格審査結果通知書」）により各入札参加表明者へ通知する。

##### 4.3.4 入札参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日までに入札参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業のうち、1 ないし複数企業が入札参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。ただし、残存企業のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、事業提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における入札参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提

出した日とする。)

なお、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の入札参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消すものとする。

#### 4.3.5 事業提案書提出日から落札者決定日までに入札参加資格を喪失した場合

上記3)と同様とする。「事業提案書の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。)

## 5 概要ヒアリング

本事業に関して本市及び入札参加者が対話を通じて十分な意思疎通を図り、各々が要求水準書等に対する共通認識を持つことで、本事業をより良いものとするを目的に、概要ヒアリングを実施する。

入札参加者が提出する本事業についての提案概要書は次のとおりとする。

- ① 以下の項目に対する考え方(各 A4 1 枚以内)
  - (ア) 火災・爆発対策
  - (イ) 水害対策
  - (ウ) クリーンセンターとの取合いについて
    - ・ 電気の接続工事
    - ・ 排水 (プラント、雨水) の接続工事
  - (エ) クリーンセンターとの連携・情報共有
    - ・ 施設間の残さ・ごみの搬出・受入
    - ・ 搬入・搬出車両に対する誘導計画  
(市の計量棟職員、クリーンセンター運営事業者誘導員等との連携)
  - (オ) 事業スキームについて
    - ・ JV 組成、SPC 設立
- ② 全体配置図(車両動線計画を含む、A3 1 枚)
- ③ 各階平面図(1 フロアごとに A3 1 枚)
- ④ 断面図(主要断面 3 面、1 断面ごとに A3 1 枚)
- ⑤ 立面図(4 面、1 面ごとに A3 1 枚)
- ⑥ 全体及び各プロセスのフロー図・系統図 (各 A3 1 枚)
- ⑦ 物質収支(A3 1 枚)
- ⑧ 主要設備の概要説明書(A3 3 枚以内)
- ⑨ 設計・施工業務に関する工程表(A3 1 枚)
- ⑩ 上記データ一式

様式については自由とし、A4 サイズに折り込んだ上で、A4 縦長綴じ片面印刷で任意に作成し、正本 1 部、副本 10 部、CD-R/RW 2 セット (PDF 形式) を様式第 11 号提案概要書とともに提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には構成企業を直

接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

## 5.1 提案概要書の提出方法

提案概要書は以下の要領で書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

### 5.1.1 受付期間

令和8年11月5日（木）17時まで（必着）

### 5.1.2 提出先

住 所：〒270-1121

千葉県我孫子市中峠 2274 番地 我孫子市クリーンセンター内

受付場所：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

## 5.2 概要ヒアリング

提案概要書内容について、入札参加者に対し、本市によるヒアリングを実施する。ヒアリングは、令和8年11月13日（金）に行う予定であり、詳細は各入札参加者に本市から通知する。

## 6 入札

### 6.1 事業提案書の提出

事業提案書は、別添資料「様式集」に沿って作成するものとし、入札書を除く事業提案書は、正本1部、副本20部、CD-R/RW 2セット（PDF形式）を以下の要領で書留、簡易書留又は配達記録の残る配送方法により提出すること。

入札書は1部封筒に封緘するものとし、書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

副本には、様式内に別途指示がある場合を除き、構成企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

#### 6.1.1 受付期間

令和9年1月29日（金）17時まで

#### 6.1.2 提出先

住 所：〒270-1121

千葉県我孫子市中峠 2274 番地 我孫子市クリーンセンター内

受付場所：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

#### 6.1.3 提出内容

- ① 様式第13号事業提案書類提出届
- ② 様式第14号入札書
- ③ 様式第15号要求水準に関する誓約書
- ④ 様式第16号技術提案書
- ⑤ 様式第17号事業計画書
- ⑥ 様式第18号非価格要素提案書

※CD-R/RWには、提案書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルはMicrosoft社製のWord及びExcel(Windows版)（計算の数式及びリンクが残った状態で提出すること）とし、図面等についてはPDF形式とする。

## 6.2 入札の辞退

入札参加者は、開札の執行の完了に至るまで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、様式第 12 号入札辞退届を本市に持参又は書留若しくは簡易書留にて郵送により提出すること。提出先は、「第 4 章 6.1.2 提出先」に記載のとおりとする。

## 6.3 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その者の行った無効とする。

また、入札の効力は本市が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- ① 我孫子市財務規則第 130 条各号に該当するもの
- ② 入札参加資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- ③ 提出書類を提出しない入札参加者によるもの又は提出書類に必要事項が記載されていない入札者によるもの
- ④ 入札の際に提出された内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- ⑤ 入札の際に提出された内訳書又は入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- ⑥ 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- ⑦ 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く）が行ったもの
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
- ⑨ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- ⑩ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

## 6.4 事業提案書の修正等の禁止

事業提案書の提出後の修正、差し替え、再提出、又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、本市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

## 7 民間事業者の選定

本市は、落札者決定基準書に基づき次に掲げる手順を経て、落札候補者を選定する。

### 7.1.1 事業提案書の確認

入札参加者から提出された事業提案書について、確認を行う。

### 7.1.2 基礎審査

入札参加者から提出された事業提案書に対し、書類審査及び技術審査を行う。書類審査では、入札参加者から提出された事業提案書に不備がないことを確認し、技術審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

### 7.1.3 提案審査

#### (1) 非価格要素審査

2) の技術審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について落札者決定基準書に基づき審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、選定委員会によるヒアリングを実施する。

実施日時：令和9年3月23日（火）予定

実施場所：我孫子市役所内（詳細は別途通知する。）

(2) 価格審査

a 予定価格

本市は、予定価格を次のとおり設定する。

入札額は、予定価格を超えないものとする。

予定価格 18,965,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

なお、施設整備費、運営費については次の金額を超えないものとする。

施設整備費 10,685,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

運営費 8,280,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

b 調査基準価格

施設整備費 8,548,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

運営費 6,624,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

c 開札

開札は、入札参加者のみが立会いの上実施する。代理人が立ち会う場合は開札の立会いに関する委任状（様式第19号）を提出書類と併せて提出する。委任状がない場合は開札に立ち会うことはできない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札業務に関与しない、本市職員を立ち合わせるものとする。

開札日時：令和9年3月23日（火）予定

開札場所：我孫子市役所内（詳細は別途通知する。）

d 価格審査

a に示す予定価格を超過していない入札参加者の入札価格を、落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

なお、価格審査点の算定に際して、定量化限度額は設定しない。

(3) 総合評価（落札候補者の選定）

(1) で決定した非価格要素審査点と(2) で決定した価格審査点から落札者決定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を落札候補者とする。なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

## 7.2 落札者の決定

本市は、選定委員会から提出された落札候補者に係る報告に基づき落札者を決定し、その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに速やかに公表する。また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

## 7.2.1 公表日

令和9年3月下旬

## 7.2.2 公表場所

本市ホームページ

## 7.3 低入札価格調査

本入札は、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査制度の対象である。

本市は、落札候補者の提示した入札額が調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留して入札を終了する。この場合において、その結果については後日通知する。

調査基準価格を下回った入札額を提示した者（以下「調査対象者」という。）は、開札日の翌日から起算して3日以内（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日は算入しない。）に、同要領第9条第1項に規定する、同要領別表第1に掲げる様式その他市長が低入札価格の調査のために必要と認める書類を提出する。提出期限までに当該書類を提出しない場合は、入札を無効とする。

低入札価格調査報告書等については、一旦提出された後の一部又は全部の差替え及び書類の追加提出は認めないものとする。ただし、資源循環推進課長が必要と認めた場合に限り、提出期限後における書類の追加提出を認めるものとする。

本市は、調査対象者のうち、落札候補者から順に、契約の 내용에 適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。このため、契約の 내용에 適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、落札候補者が必ずしも落札者となるとは限らない。

調査対象者は、低入札価格調査において市の聴取に協力すること。また、我孫子市低入札価格実施要綱（平成21年訓令第12号）に基づき設置された我孫子市低入札価格調査会で実施するヒアリングに出席すること。この場合において、聴取及びヒアリングに協力しないときは、当該入札を無効とする。

落札候補者を落札者と決定することが不適当と認めた時は、その者を落札者とはせず、落札候補者の次に高い総合評価点の者（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。ただし、次順位者が調査対象者であった場合には、同様に調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

落札者と決定すべき入札がないときは、本入札は不調とする。

なお、本入札に当たり、失格基準価格は設定しない。

※ 低入札価格調査実施要領については、我孫子市のホームページ「くらし・手続>ごみと資源>新廃棄物処理施設の整備>リサイクルセンター整備事業>我孫子市リサイクルセンター整備運営事業の入札公告」の「我孫子市リサイクルセンター整備運営事業 低入札価格調査実施要領」を参照すること。

## 7.4 落札者決定後に入札参加資格要件を喪失した場合

構成企業が、落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに第4章 1 に規定する入札参加者が備えるべき資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、本市は当該構成企業を

含む落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。その際に、基本協定を締結していた場合は当該協定の効力を取り消すことができるものとする。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、落札者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り残存企業のみで落札者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の落札者と仮契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の入札参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、本市は当該落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

## 7.5 落札者決定後の手続き

本市と落札者は特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し、詳細な内容の協議と手続を行うものとする。なお、特定事業契約の詳細の詰めは、契約書案における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。また、基本契約及び建設工事請負契約、運營業務委託契約締結以降は法令改正等によるもの、又は事実関係の修正を除く運營業務委託契約書案の文言の修正は一切行わない。

### 7.5.1 基本協定の締結

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

### 7.5.2 基本契約の締結

対象者：落札者（SPC を設立する場合は、SPC を含む）

締結時期：令和 9 年 5 月下旬までに仮契約を締結する。本基本契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

### 7.5.3 建設工事請負契約の締結

対象者：建設工事請負事業者

締結時期：令和 9 年 5 月下旬までに仮契約を締結する。本契約には令和 9 年 6 月（予定）に開催する本市議会の議決を経て正式契約となる。

### 7.5.4 運營業務委託契約の締結

対象者：運営事業者

締結時期：令和 9 年 5 月下旬までに仮契約を締結する。本運營業務委託契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

## 8 交付金申請手続き及び起債協議並びに地方債借入手続への協力

建設工事請負事業者は、本市が行う循環型社会形成推進交付金等の申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行う。

また、本施設の建設は、「一般廃棄物処理事業債」等の起債対象事業であることを想定している。民間事業者は、本市が行う起債借入に係る協議及び借入時の事業費の確定等の際に、起債対象事業費の算定等に協力するとともに、関連資料の作成を行う。

## 9 次点の取扱い

落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### 10.1 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は免除する。

### 10.2 契約保証金

建設工事請負事業者が支払う契約保証金については、建設工事請負契約第5条第1項から第6項までの規定によるものとする。

また、運営事業者が支払う契約保証金については、運営業務委託契約第7条第1項から第5項までの規定によるものとする。

## 11 共同企業体の設立

本事業の建設工事の設計・施工又は本施設の運営業務を目的として、民間事業者が共同企業体を結成する場合は、以下によるものとする。

- ① 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- ② 本市と契約を締結した建設工事の共同企業体の存続期間は、建設工事請負契約に基づく共同企業体の債務が全て履行されるまでは、当該共同企業体を解散してはならないものとする。なお、当該解散後に、同契約に基づき当該共同企業体が負うべき債務が残存していることが判明したときは、当該共同企業体の建設JV構成員が、当該債務を連帯して負担するものとする。
- ③ 本市と契約を締結した運営業務の共同企業体の存続期間は、運営業務委託契約に基づく共同企業体の債務が全て履行されるまでは、当該共同企業体を解散してはならないものとする。なお、当該解散後に、同契約に基づき当該共同企業体が負うべき債務が残存していることが判明したときは、当該共同企業体の運営JV構成員が、当該債務を連帯して負担するものとする。

## 12 SPCの設立

落札者決定後、運営業務を目的として、民間事業者がSPCを設立する場合は、速やかに設立し、運営業務を行うために必要な許認可の取得を行う。なお、SPCは次の要件を全て満たさなければならない。また、SPC構成員以外のものはSPCへの出資をすることができない。

- ① 運営事業者が設立するSPCの所在地は、我孫子市内とすること。なお、運営・維持管理業務期間に限り、本施設内に無償で設置することを認める。
- ② 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ③ SPCの設立に当たり、代表企業を含む全てのSPC構成員が出資を行うこと。
- ④ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い、監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

- ⑤ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- ⑥ 本事業以外の事業を兼業することはできないこと。
- ⑦ 本市と契約を締結した SPC の存続期間は、運營業務委託契約に基づく SPC の債務が全て履行されるまでは、当該 SPC を解散してはならないものとする。なお、当該解散後に、同契約に基づき当該 SPC が負うべき債務が残存していることが判明したときは、当該 SPC の SPC 構成員が、当該債務を連帯して負担するものとする。

## 13 その他留意事項

### 13.1 費用負担

書類の作成、提出、ヒアリング等応募申込に係る経費は、入札参加表明者及び入札参加者の負担とする。

### 13.2 著作権

応募資料の著作権は、入札参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

### 13.3 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、入札参加に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

### 13.4 民間事業者の非選定

民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計画書及び提案書において本事業が PFI 法に準じた手続による事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札候補者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

### 13.5 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

### 13.6 入札の中止、延期等

本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

### 13.7 募集要項の承諾

入札参加者は、事業提案書の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

### 13.8 募集要項の使用の制限

本市から提示された募集要項は、本入札への参加の目的のためだけに使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。なお、第 4 章 2.3 に示す貸与資料の複写物についても同様の取扱いとする。

## 第5章 本事業に関する提示条件

### 1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務及び運営業務を行う。

### 2 リスク管理の方針

#### 2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工に係る業務、運営に係る業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

#### 2.2 想定されるリスクと責任分担

本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、特定事業契約において定める。

### 3 保険

民間事業者は、提案内容に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び施設賠償責任保険を付保する予定である。

民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本市が民間事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

### 4 本市による本事業の実施状況のモニタリング

本市は、民間事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（添付資料3参照）。

## 第6章 事業実施に関する事項

### 1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、令和13(2031)年3月1日に施設が供用開始され、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて、令和33(2051)年2月28日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、基本契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合(運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等)の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本市は、運営事業者との運営業務委託契約を解除し、本施設の運営を行う者を新たに選定する。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

#### 3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等を行わない。

### 4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者が協議により対応策を検討する。

### 5 議会の議決

建設工事請負契約の締結に当たっては、本市議会の議決を得るものとする。

### 6 問合せ先

住 所：〒270-1121 千葉県我孫子市中峠 2274 番地 我孫子市クリーンセンター内

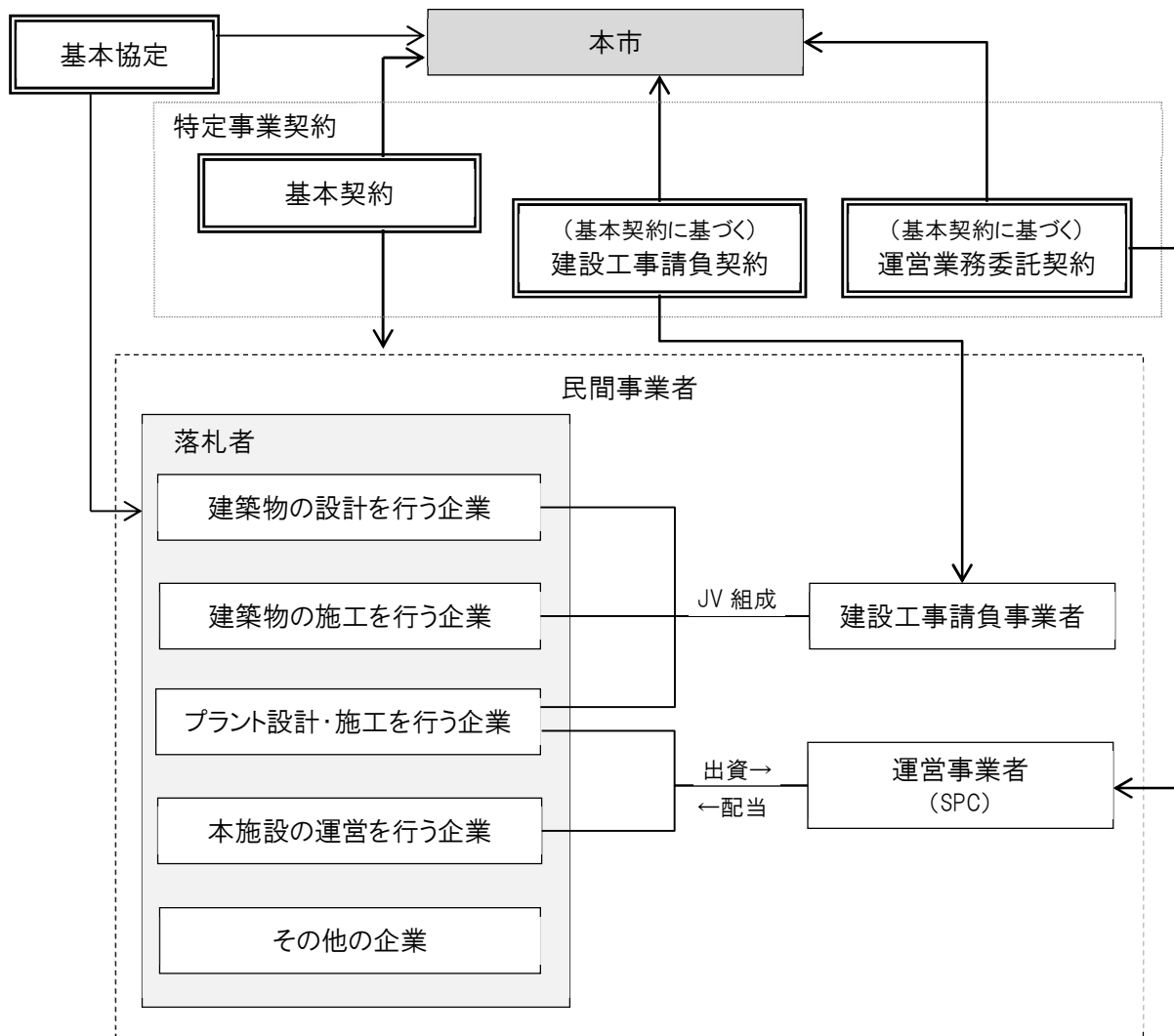
E-mail：abikorecyclecenter@city.abiko.chiba.jp

宛 先：我孫子市環境経済部 資源循環推進課

電 話：04-7188-2121 F A X：04-7187-2379

## 添付資料-1 事業スキーム

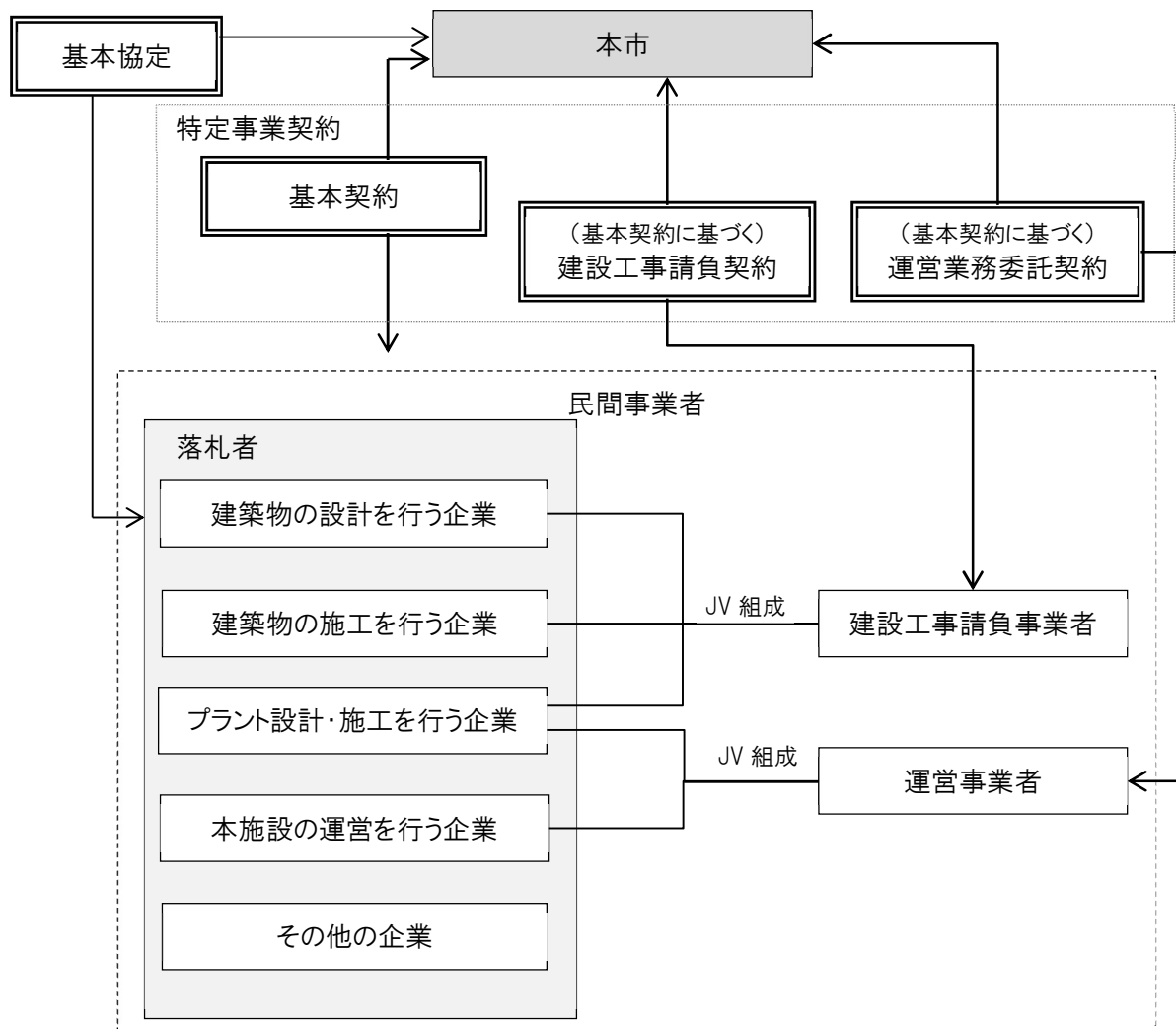
<SPC が運営事業者となる場合>



※上記事業スキームは一例であり、第4章 1 入札参加者の参加資格審査を満たす事業スキームの提案は可とする。

※その他事業者とは、設計・施工に関する資格要件又は本施設の運営を行う企業の資格要件を満たさないが、本施設の設計・施工又は運営において何らか業務を実施する民間事業者の構成企業をいう。

< 運営 JV が運営事業者となる場合 >



※上記事業スキームは一例であり、第4章 1 入札参加者の参加資格審査を満たす事業スキームの提案は可とする。

※その他事業者とは、設計・施工に関する資格要件又は本施設の運営を行う企業の資格要件を満たさないが、本施設の設計・施工又は運営において何らか業務を実施する民間事業者の構成企業をいう。

事業スキーム別の構成企業の役割（名称）

入札参加者の構成	社名	役割		建設工事請負契約における名称		運営業務委託契約における名称		
		建設時	運営時	建設工事請負事業者が代表企業が建設JVの場合	建設工事請負事業者が代表企業単独の場合	運営事業者が代表企業単独の場合	運営事業者が運営JVの場合	運営事業者がSPCの場合
代表企業	A社	代表企業	代表企業	建設JV代表構成員	運営事業者	運営JV代表構成員	SPC代表構成員	
構成企業	B社	建設JV構成	運営実施無し	建設JV構成員	—	—	—	—
	C社	建設JV構成	運営JV, 運営SPC構成員 運営一部担う	建設JV構成員	—	名称なし (運営下請企業)	SPC構成員	
	D社	建設JV構成	運営JV, 運営SPC出資なし、 運営下請け	建設JV構成員	—	名称なし (運営下請企業)	名称なし (SPC下請企業)	
	E社	建設下請け	運営JV, 運営SPC構成員 運営一部担う	建設JV構成員	—	名称なし (運営下請企業)	SPC構成員	
	F社	工事実施なし	運営JV, 運営SPC構成員 運営一部担う	—	—	—	SPC構成員	
	G社	建設下請け	運営実施無し	名称なし (建設下請企業)	名称なし (建設下請企業)	—	—	—
	H社	建設下請け	運営JV, 運営SPC出資なし、 運営下請け	名称なし (建設下請企業)	名称なし (建設下請企業)	名称なし (運営下請企業)	名称なし (SPC下請企業)	
I社	工事実施なし	運営JV, 運営SPC出資なし、 運営下請け	—	—	名称なし (運営下請企業)	名称なし (SPC下請企業)		

※上記事業スキームは一例であり、第4章 1 入札参加者の参加資格審査を満たす事業スキームの提案は可とする。

## 添付資料-2 対価の支払方法について

本事業において、本市が民間事業者を支払う対価の構成は以下のとおりである。

- ・設計・施工に係る業務に対する支払い
- ・運營業務に対する支払い

### 1 設計・施工に係る業務に対する支払い

#### 1.1 施設整備費の構成

建設工事請負事業者が本事業における基本契約及び建設工事請負契約に規定される本施設の設計・施工業務を提供することの対価として本市が建設工事請負事業者を支払う施設整備費の詳細を表 1 に示す。

施設整備費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払の限度額を設定することによるものとし、前払金及び部分払については建設工事請負契約に基づき請求できる。ただし、契約を締結した会計年度において前払金を請求できないものとする。

表 1 施設整備費の構成、算定方法

費目	支払の対象となる費用	算定方法
施設整備費	・ 設計費 ・ 建設工事費 ・ 関連業務費 ・ 上記に係る付随費用	・ 建設工事が始まる令和 10 (2028) 年度から令和 12 (2030) 年度までの年度ごとの出来形部分に相応する請負代金を提案する

#### 1.2 施設整備費の支払い方法

支払い条件の詳細は建設工事請負契約において定める。

#### 1.3 施設整備費の改定

施設整備費については、建設工事請負契約第 26 条及び第 27 条に基づいて改定を行う場合がある。その場合の変更額及び手続方法については、建設工事請負契約に基づくものとする。なお、変更前の基準日は事業提案書の提出締切日とする。

#### 1.4 地元企業発注金額未達の場合の措置

##### 1.4.1 建設工事請負事業者における地元企業発注金額の算出

建設事業者は、提案書で提案した地元企業発注金額と実績地元企業発注金額を確認し、地元企業発注金額の達成状況の報告を設計・建設工事期間中の毎年度本市に行う。

##### 1.4.2 本市における地元発注金額達成状況の確認

本市は、建設工事請負事業者から地元企業発注金額の達成状況の報告を確認した結果、設計・建設工事期間を通じた総額での実績地元企業発注金額が提案地元企業発注金額を下回った場合、設計・建設工事請負契約の契約金額のうちの未達成分を建設事業者を支払う施設整備費から減額して支払う。

ただし、地元企業発注金額の未達が建設工事請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設工事請負事業者が明らかにし、本市がこれを認めた場合には、この限りではない。

実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設工事の最終年度に実施する。

## 2 運營業務に対する支払い

運營業務者が本事業における基本契約及び運営委託契約に規定される本施設の運營業務を提供することにより、本市が運營業務者に支払う運営費の構成は次のとおりとし、民間事業者は運営費を提案する。

### 2.1 運営費の構成

運營業務者が本事業における基本契約及び運営委託契約に規定される本施設の運營業務を提供することにより、本市が運營業務者に支払う運営費の構成は次のとおりとし、民間事業者は運営費を提案する。運営費の構成、算定方法を表 2 に示す。

運営費＝固定費 A＋変動費 B＋電気使用料 C＋消費税

表 2 運営費の構成、算定方法

運営費		支払いの対象となる費用	算定方法
固定費 A	運転経費	光熱水費の基本料金（電気基本料金を除く）等とする	固定費 A ＝運転経費＋人件費＋維持管理費＋その他経費
	人件費	本施設の運營業務に係る全人件費とする	
	補修更新費	補修・更新等費用とする	
	維持管理費	法定点検・定期点検・測定・検査等費用とする	
	その他経費	その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む 運営開始前に必要となる開業費を含む（登録免許税、SPC 設立費用等）	
変動費 B	燃料費	処理対象物の増減に応じて比例的に増減する費用とする（光熱水費（電力量料金を除く従量料金）、燃料費、薬剤費、消耗品費等）とする	変動費 B ＝ $\Sigma$ （実績処理量（処理対象品目ごと）×変動費単価（処理対象品目ごと））
	薬剤費		
	その他		
電気使用料 C	電気基本料金	クリーンセンター運營業務者が締結する電気需給契約においてリサイクルセンター設置に伴い増加する契約電力分の基本料金	電気基本料金＝リサイクルセンター設置に伴い増加する契約電力×基本料金単価
	電力量料金	処理量の増減に応じて比例的に増減する電力量使用料。電力量料金単価（円/kW）はクリーンセンター運營業務者が締結する電気需給に係る契約に定める。電力量料金単価には燃料費調整単価、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含めるものとする	電力量料金 ＝ $\Sigma$ （実績処理量（処理対象品目ごと）×提案使用電力量（処理対象品目ごと））×電力量料金単価
消費税		運営費に係る消費税及び地方消費税	

## 2.2 運営費の支払い方法

本市は、運営期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月 1 回、運営事業者に対して運営業務の対価として運営費を支払うものとする。

運営事業者は月報を翌月の 10 日までに提出し、本市は提出を受けた日から 14 日以内にこの月報の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、本市からの通知を受けた後、速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から 30 日以内に運営費を支払うものとする。

### 2.2.1 固定費 A

固定費 A は、毎月均等（運営期間 20 年間の合計額の 240(12 回×20 年)分の 1、内訳別に毎月均等) とする。

### 2.2.2 変動費 B

変動費 B は、以下の式に基づき実績処理量に基づき毎月積算する。

$$\text{変動費 B (円)} = \Sigma (\text{実績処理量 (処理対象品目ごと) (t)} \\ \times \text{変動費単価 (処理対象品目ごと) (円/t)})$$

※ 1 当該月の実績処理対象物量と変動費単価の積を処理対象品目ごとに算出しそれらを合計した金額を変動費とする。

※ 2 災害廃棄物処理に係る費用については別途協議とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、計画年間処理量を使用して算出した金額を用いるものとする。

### 2.2.3 電気使用料 C

電気使用料は、以下の式に基づき実績処理量に基づき毎月清算する。

$$\text{電気使用料 C} = \text{電気基本料金} + \text{電力量料金}$$

#### (1) 電気基本料金

電気基本料金は、以下の式に基づき実績処理量に基づき毎月清算する。

$$\text{電気基本料金 (円)} \\ = \text{リサイクルセンター分契約電力 (kW)} \times \text{電気基本料金単価 (円/kW・月)}$$

※ 1 リサイクルセンター分契約電力とは、クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約において増加させる契約電力であり、民間事業者の提案値を基本とする。

※ 2 電気基本料金単価はクリーンセンター運営事業者が締結する電力供給に係る契約に定める単価を採用するものとし、クリーンセンター運営事業者の電気需給に係る契約見直しに伴い見直すものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、様式に示す電気基本料金単価を使用して算出した金額を用いるものとする。

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、以下の式に基づき実績処理量に基づき毎月積算する。

$$\text{電力量料金 (円)} = \Sigma (\text{実績処理量 (処理対象品目ごと) (t)} \\ \times \text{提案使用電力量 (処理対象品目ごと) (kWh/t)} \\ \times \text{電力量料金単価 (円/t)})$$

※ 1 当該月の実績処理量と提案使用電力量、電力量料金単価の積を処理対象品目

ごとに算出しそれらを合計した金額を電力量料金とする。

- ※2 処理対象品目ごとの当該月の実績処理量は各月の1日から末日の実績処理量を基本とし、詳細は本市と事業者で協議を行い定めるものとする。
- ※3 電力量料金単価はクリーンセンター運営事業者が締結する電力供給契約に定める単価を採用するものとし、クリーンセンター運営事業者の電気需給契約見直しに伴い見直すものとする。
- ※4 災害廃棄物処理に係る費用については別途協議とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、計画年間処理量及び様式に示す電力量料金単価を使用して算出した金額を用いるものとする。

## 2.2.4 電気料金D

運営事業者は、実績電力使用量に基づき、毎月本市に電気料金を支払う。電気料金は電気基本料金、電力量料金及び消費税の和とする。

電気基本料金：民間事業者の提案及び本市・クリーンセンター電気主任技術者・民間事業者の協議に基づき、リサイクルセンター設置に伴いクリーンセンター運営事業者が実際に増やした分の契約電力に電気基本料金単価を乗じた金額とする。クリーンセンター運営事業者が実際に増やした契約電力が提案契約電力を上回った場合は、クリーンセンター運営事業者が実際に増やした契約電力を用いて算定する。詳細は本市と事業者で協議を行い定めるものとする。

電力量料金：実績電力使用量に電力量料金単価を乗じたものとする。

実績電力使用量は、建設工事請負事業者が設置した特定計量器により確認する。詳細は本市と事業者で協議を行い定めるものとする。

電気基本料金単価及び電力量料金単価はクリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約に基づくものとし、2.3.3 電気需給契約に基づく改定で改定した当該年度の単価とする。

## 2.2.5 運営費の支払い

本市は毎月、以下の式に基づき、運営事業者に運営費を支払う。

運営費の支払額＝固定費A＋変動費B＋電気使用料C＋消費税－電気料金D

## 2.3 運営費の改定

### 2.3.1 改定の基本的な考え方

本市は、ごみ量変動、物価変動の影響、電気需給契約の変更を、次の方法により運営費に反映させるものとする。

#### (1) ごみ量変動

実績処理量と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

#### (2) 物価変動

固定費及び変動費について、構成内容に応じてそれぞれ改定に使用する指標を設定し、各指標を使用する算定式による改定率を乗じることで反映させるものとする。

#### (3) 電気需給契約の変更

クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約の変更による電気使用料Cの算

出式に反映させるものとする。

表 3 運営費の改定

運営費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)		
	ごみ量変動	物価変動	電気需給契約の変更
固定費A	－	●	－
変動費B	●	●	－
電気使用料C	●	－	●

### 2.3.2 物価変動に基づく改定

物価変動に基づき、固定費A及び変動費Bについて、年1回改定を行う。

改定は、改定時の指標と提案時の指標を比較し、±1.5%を越える増減があった場合に行うものとする。

各年度の改定は下記のとおり行う。

なお、物価変動に基づく運営費の改定は、前年度の7月中に見直しを行い、翌年度の運営費を算出し、本市及び事業者で協議する。

- ① 提案時点の令和8年度平均値（令和8年2月～令和9年1月）を基準とし、表4に示す指標（毎年7月末時点公表値）ごとに改定対象年度の前々年度6月から前年度5月の平均値（改定時指標）を用いて固定費及び変動費を求めるものとする。
- ② 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、小数点以下第四位未満を切り捨てるものとする。
- ③ 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本市と事業者で協議を行うものとする。
- ④ 物価変動に基づいて改定した当該月の固定費A及び変動費Bを毎月支払う。

表 4 物価変動に基づく改定に使用する指標及び固定費A、変動費B算定式

費目	指標	算定式
固定費A	$Fa_{t-1}(t)$ ：運転経費	$Ia_{t-1}$ ：「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道」日本銀行調査統計局 $Fa_{t-1}(t) = Fa_{26}(t) \times \frac{Ia_{t-1}}{Ia_{26}}$
	$Fb_{t-1}(t)$ ：人件費	$Ib_{t-1}$ ：「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省 $Fb_{t-1}(t) = Fb_{26} \times \frac{Ib_{t-1}}{Ib_{26}}$
	$Fc_{t-1}(t)$ ：補修更新費	$Ic_{t-1}$ ：「消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器」日本銀行調査統計局 $Fc_{t-1}(t) = Fc_{26}(t) \times \frac{Ic_{t-1}}{Ic_{26}}$
	$Fd_{t-1}(t)$ ：維持管理費	$Id_{t-1}$ ：「消費税を除く企業向けサービス価格指数/技術サービス/その他の技術サービス」日本銀行調査統計局 $Fd_{t-1}(t) = Fd_{26}(t) \times \frac{Id_{t-1}}{Id_{26}}$
	$Fe_{t-1}(t)$ ：その他経費	$Ie_{t-1}$ ：「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局 $Fe_{t-1}(t) = Fe_{26}(t) \times \frac{Ie_{t-1}}{Ie_{26}}$

変動費B	$Ff_{t-1}(t)$ : 燃料費	$If_{t-1}$ : 「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」 日本銀行調査統計局	$Ff_{t-1}(t)$ $= \sum_{n=1}^5 (Wn(t) \times UPnf(t))$
	$Fg_{t-1}(t)$ : 薬剤費	$Ig_{t-1}$ : 「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」 日本銀行調査統計局	$Fg_{t-1}(t)$ $= \sum_{n=1}^5 (Wn(t) \times UPng(t))$
	$Fh_{nt}$ : その他	$Ih_{t-1}$ : 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」 日本銀行調査統計局	$Fh_{t-1}(t)$ $= \sum_{n=1}^5 (Wn(t) \times UPnh(t))$

※指標は最新の基準年に基づくものを使用する。

表 5 固定費A、変動費Bの改定算定式使用項目

項目	記号	内容
運営費	$G_{t-1}(t)$	[t]年度の運営費。 $G_{t-1}(t) = A_{t-1}(t) + B_{t-1}(t) + C_{t-1}(t) + \text{消費税}$
入札時運営費	$G_{26}(t)$	入札時の[t]年度の運営費。 $G_{26}(t) = A_{26}(t) + B_{26}(t) + C_{26}(t) + \text{消費税}$
費目別運営費	$Fx_t$	表 4 に示す[t]年度の費目別運営費。 $x : a, b, c, d, e, f, g, h$ $x=a$ のとき: 運転経費 $x=b$ のとき: 人件費 $x=c$ のとき: 補修更新費 $x=d$ のとき: 維持管理費 $x=e$ のとき: その他経費 $x=f$ のとき: 燃料費 $x=g$ のとき: 薬剤費 $x=h$ のとき: その他変動費 以下同じ。
固定費	$A_{t-1}(t)$	[t]年度の固定費。 $A_{t-1}(t) = Fa_{t-1}(t) + Fb_{t-1}(t) + Fc_{t-1}(t) + Fd_{t-1}(t) + Fe_{t-1}(t)$
変動費	$B_{t-1}(t)$	[t]年度の変動費。 $B_{t-1}(t) = Ff_{t-1}(t) + Fg_{t-1}(t) + Fh_{t-1}(t)$
実績処理量	$Wn(t)$	[t]年度の処理系列ごとの年間実績処理量。但し、 $WOn$ は処理系列ごとの計画処理量。 $n : 1, 2, 3, 4, 5$ $n=1$ のとき: 不燃ごみ・粗大ごみ処理系列 $n=2$ のとき: プラスチック処理系列 $n=3$ のとき: ペットボトル処理系列 $n=4$ のとき: びん処理系列 $n=5$ のとき: 缶処理系列                      以下同じ。
変動費費目	$Fx_{t-1}(t)$	$Fx_{t-1}(t) = \sum_{n=1}^5 Wn(t) \times UPnx(t)$ $n : 1, 2, 3, 4, 5$ $x : f, g, h$
入札時費目別運営費	$Fx_{26}(t)$	入札時の[t]年度の費目別運営費。 $x : a, b, c, d, e, f, g, h$
指標	$Ix_t$	表 4 に示す指標の[t-1]年 6 月から[t]年 5 月の平均値。ただし、 $Ix_{26}$ は表 4 に示す指標の令和 8 年 2 月から令和 9 年 1 月の平均値。小数点以下第 2 位未満の端数は小数点第 3 位を四捨五入する。 $x : a, b, c, d, e, f, g, h$
変動費単価	$UPnx(t)$	[t]年度の費目ごと、処理系列ごとの変動費単価。 $UPnx(t) = UPnx_{26}(t) \times \frac{Ix_{t-1}}{Ix_{26}}$ $n : 1, 2, 3, 4, 5$ $x : f, g, h$ $UPnx_{26}(t)$ は[t]年度の入札時の処理系列ごとの変動費単価
当該年度	t	西暦 ※算定式では西暦の下 2 桁表記

### 2.3.3 電気需給契約に基づく改定

クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約に基づく電気使用料Cの改定は、前年度の7月中に見直しを行い、翌年度の電気使用料Cを算出し、本市及び事業者で協議する。

電気使用料Cの改定には改定対象年度の前年度7月末時点のクリーンセンター電気需給契約における電気基本料金単価及び電力量料金単価を用いて算定する。

表 6 電気使用料C算定式

費目	指標	算定式
$F_{i_{t-1}}(t)$ : 電気基本料金	クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約に基づく	$F_{i_{t-1}}(t) = EB \times e1(t)$
$F_{j_{t-1}}(t)$ : 電力量料金	クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約に基づく	$F_{j_{t-1}}(t) = \sum_{n=1}^5 \{EU_n \times W_n(t)\} \times e2(t)$

表 7 電気使用料C算定式使用項目

項目	記号	内容
電気使用料	$C_{t-1}(t)$	[t]年度の電気使用料。 $C_{t-1} = F_{i_{t-1}}(t) + F_{j_{t-1}}(t)$
リサイクルセンター一分契約電力	$EB$	入札参加者が提案する、クリーンセンター運営事業者が締結する電気需給契約においてリサイクルセンター設置に伴い増加する契約電力分。
提案使用電力量	$EU_n$	入札参加者が提案する、処理対象品目ごとのごみ t 当たり使用電力量。 $n : 1,2,3,4,5$
基本料金単価	$e1(t)$	[t]年度の電気使用料C算出の際に使用する電気基本料金単価。但し、 $e1_{26}$ は入札時様式に示す基本料金単価。
電力量料金単価	$e2(t)$	[t]年度の電気使用料C算出の際に使用する電力量料金単価。但し、 $e2_{26}$ は入札時様式に示す電力量料金単価。

### 2.3.4 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

### 2.3.5 その他例外的な見直し

固定費A、変動費B、電気使用料Cを構成する費目のうち、2.3 による見直し方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

## 添付資料-3 モニタリング及び支払いの減額について

本市は、本事業の運営業務について募集要項及び民間事業者が作成した提案書並びに運営業務マニュアル（以下「運営業務マニュアル等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運営業務の水準を監視、測定及び評価する。

モニタリングにより運営業務マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

### 1 モニタリング方法

モニタリングは、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう運営業務の水準を一定以上に保つことを目的に実施する。

#### 1.1 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運営業務マニュアル等に基づき日報、月報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書」という。）をそれぞれ期日までに作成し本市に提出する。業務報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、本市と運営事業者による協議の上、決定する。

#### 1.2 本市によるモニタリング

本市は、自己の責任及び費用で運営事業者が作成した業務報告書等に基づき定期モニタリングを行い、運営事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、本市は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

### 2 運営費の減額

運営事業者の行う業務において、運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行があった場合、運営費を減額する。ただし、本市は、減額により運営業務そのものが損なわれることが懸念される場合は、本項に規定する減額措置を留保し、又は行使しないことができるものとする。

#### 2.1 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、運営事業者の提供する運営業務が運営業務マニュアル等を満たさないときと本市が判断した場合、本添付資料-3 2.2 で示す手順、算定方法により運営費を減額する。運営マニュアル等の未達となる基準については、基本協定締結後に詳細化する。

減額措置が必要となる状態を表 8 のとおりとする。

表 8 減額措置が必要となる状態

レベル	改善措置が必要となる状態
レベル A：本施設の運営に当たって利便性を欠く場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営、維持管理により、施設の一部に支障が生じた場合</li> <li>・ 処理対象物の受入れに支障が生じた場合</li> <li>・ 見学者対応設備、情報公開設備に不備がある場合</li> <li>・ 清掃、除草等が履行されていない状態</li> <li>・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に当たって利便性を欠く場合</li> </ul>
レベル B：本施設の運営に当たって重大な影響がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運転に重大な故障、事故等がある場合</li> <li>・ 安全措置の不備による軽微な労働災害、人身事故等の発生</li> <li>・ 災害時の対策不良</li> <li>・ 業務の未実施</li> <li>・ 運営報告書の虚偽記載</li> <li>・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に当たって重大な影響がある場合</li> </ul>
レベル C：本施設の運営に明らかな支障がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全措置の不備による重大な労働災害、人身事故等の発生</li> <li>・ 処理対象物の受入れができない場合</li> <li>・ 公害防止基準未達による施設の停止</li> <li>・ 純度未達、回収率の大幅な低下</li> <li>・ プラスチックの分別基準未達、ペットボトル、びんの総合評価 A ランク未達</li> <li>・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に明らかな支障がある場合</li> </ul>

## 2.2 減額措置の手順

### 2.2.1 業務改善手続き

業務水準が運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至ったと判断した場合、本市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。(図 1)

- ① 本市は、運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行等について、減額措置が必要となる状態の確定(表 8)を行うと共に、運営事業者に対して改善を行うよう是正勧告
- ② 運営事業者による運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至った原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画の作成・提出、本市による承諾(改善期限日を含む)
- ④ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ⑤ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告
- ⑥ 本市による結果の確認、承諾

なお、業務水準が運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。

- ① 本市は、民間事業者に対して運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行の改善を行うよう是正勧告
- ② 運営事業者による運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至った

原因と責任の究明

- ③ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告
- ⑤ 本市による結果の確認、承諾

やむを得ない事由により、運營業務マニュアル等及び特定事業契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを本市に報告し、本市と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。

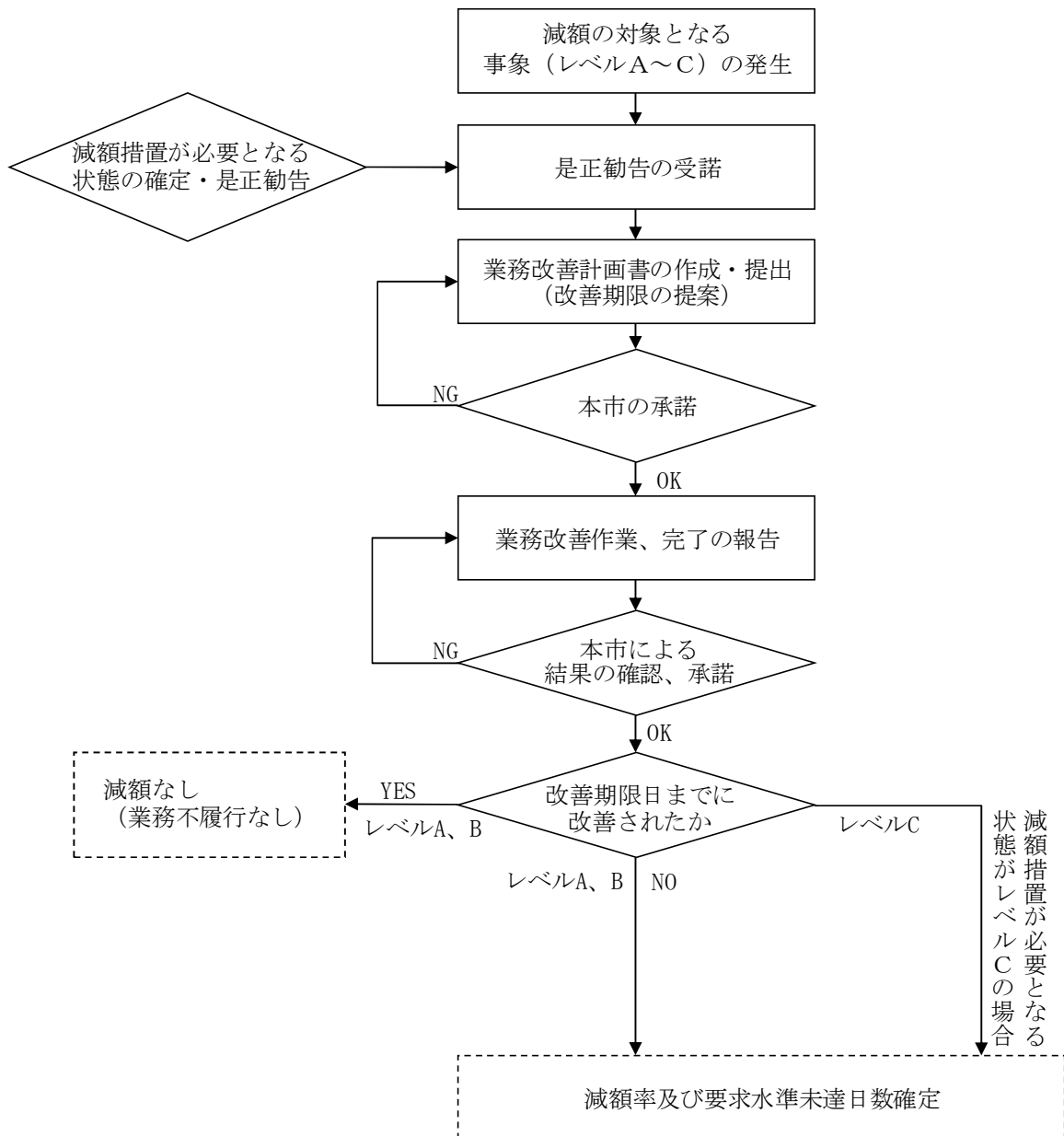


図 1 業務改善手続き

## 2.2.2 減額の算定方法

### 減 額

＝（1日当たりの運営費：円／日）×（減額率：％）×（水準未達日数：日）

※「1日当たりの運営費：円／日」とは、当該年度の運営費（運営固定費＋運営変動費（物価変動改定済））を当該年度の日数で除した費用とする。

※「水準未達日数」とは、是正勧告の受諾から業務改善作業に要した（本市の改善作業完了の承諾まで）合計日数を表す。

ただし、運営マニュアル等未達の状態がレベルA又はレベルBで、業務改善期日までに業務改善作業が完了した場合には、水準未達日数は0日とする。

## 2.2.3 減額率

減額措置が必要となる状態に応じた減額率は表9のとおりとする。

ただし、減額措置が必要となる状態がA又はBレベルで運営事業者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合には、減額を行わないものとする。

予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、本市は再度是正勧告（第2回目）を行い、業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続を繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合は、減額率を2倍として加算する。

同年度内において、同一業務に対して業務不履行が生じた場合には、加算する減額率を3倍として加算する。

表 9 減額率

水準未達の状況	減額率
レベルA	水準未達と認定された場合に2%
レベルB	水準未達と認定された場合に5%
レベルC	水準未達と認定された場合に10%

## 2.2.4 減額の方法

運営費の減額は、減額措置が必要となる状態が発生した月の減額分を翌月の運営費から減額する。

なお、月をまたぐ減額等の措置を講じる状態が発生した場合は、原則当該月の減額分を翌々月の運営費から減額するが、減額措置が必要となる状態が長期に渡る減額措置は協議によるものとし、協議が調わない場合は本市が決定する。

## 2.3 地元企業発注金額未達の場合の措置

### 2.3.1 減額の措置

運営期間中における当該年度の地元企業（本市内に本社又は本店がある企業）への発注金額が、民間事業者が提案した地元企業発注金額に達しない場合は、以下に示すとおり運営費の減額措置を行う。

- (1) 運営事業者から提出される地元企業発注内容及び金額等を示した年報等により、本市

は地元企業への発注内容と金額の確認を行う。

- (2) 当該年度内における地元企業発注金額が地元企業提案発注金額よりも下回っていることが確認された場合、当該年度の未達分を運営事業者に支払う翌年度の運営費を月割りで減額する。なお、運営最終年度（令和 32（2050）年度）に減額が発生した場合は、3 月分の支払いから減額することを基本とするが詳細は別途協議とする。ただし、地元企業発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づく場合にはこの限りではない。

### 2.3.2 減額の算定方法

減額が発生した翌年度の 1 ヶ月分の減額費

$$= ((\text{地元企業提案発注金額：円/年}) - (\text{地元企業発注金額：円/年})) \div 12 \text{ ヶ月}$$